

遊休農地について

農業委員会では、遊休農地の発生防止・解消に努めています。

遊休農地は農地法において、①「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、②「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地(①の農地を除く)。」と定義されています。

遊休農地や違反転用の未然防止などを目的として、農業委員、農地利用最適化推進委員が随時、農地パトロールを実施しています。違反転用の疑わしい案件があれば、地元の農業委員や推進委員、もしくは農業委員会事務局に連絡や相談をしてください。



農地の所有権又は賃借等の権利を有する方には、農地の適正かつ効率的な利用を確保する責務があります。作付をしない場合でも農地の除草等を実施し、適正管理につとめてください。

耕作放棄は周囲の農地にも被害をもたらします。



- ・ヒエやカヤなどの雑草の種がとぶ
- ・田畑の風とおしが悪くなり、病気や害虫が出る
- ・ハクビシン、アライグマなどのすみかになる
- ・不法投棄の温床になる など

通報・情報提供してください

～違反転用の前兆～

- 突然大きな穴が掘られた
- 数日前から不審な重機がある
- 早朝、夜間などにダンプの出入りが多い
- 周辺に見張りがついている など

通報・情報提供のポイント

- 発見日時、場所
- 行為者及び内容
- 車両、重機等の特徴、ナンバーなど

令和4年大津市農地賃借料情報

令和4年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料等の水準(10aあたり)は、以下のとおりです。金額、重量は集計値です。この水準は、農地法第52条の規定に基づき参考として提供するものです。実際の契約の締結にあたっては、貸し手、借り手の双方でよく協議してください。

	平均	最高	最低	データ数
田	4,700円	7,000円	1,800円	41筆
畑	7,400円	10,800円	3,500円	24筆
(参考)物納(米)量	37kg	60kg	20kg	28筆
(参考)使用貸借(無料)	—	—	—	261筆